

青少年の健全育成を阻害する図書類の指定

| 1 不健全図書類の指定 | 備 考 |
|---|---|
| <p>〔指定図書類とは〕</p> <p>条例に基づき、<u>青少年に不健全な図書類</u>を指定することにより、青少年の環境の整備を助長するとともに、青少年の福祉を阻害するおそれのある行為を防止し、青少年が健やかに成長することを目的としています。</p> <p>〔指定の対象となる図書類〕</p> <p>以下の図書類のうち、<u>指定基準</u>に該当し、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められるもの</p> <p>① 著しく性的感情を刺激し、甚だしく残虐性を助長し、又は著しく自殺若しくは犯罪を誘発するもの</p> <p>② 漫画、アニメーション等で、刑罰法規に触れる性交・性交類似行為又は婚姻を禁止されている近親者間における性交・性交類似行為を描いているもののうち、強姦等の著しく社会規範に反する性交・性交類似行為を、著しく不当に賛美し又は誇張するように、描写し又は表現することにより、青少年の性に関する健全な判断能力の形成を著しく妨げるもの</p> <p>〔指定に至るまでの流れ〕 ①～④</p> <p>① 図書類の購入</p> <p>対象となる図書類は、原則として書店・コンビニ等の販売店等で青少年が容易に手に取り閲覧できる場所に陳列され、また容易に入手できる販売状況等にあるものです。</p> <p>② 自主規制団体からの意見聴取</p> <p>審議会の意見を聴くときは、条例第7条に規定する自主規制団体があるときは、必要に応じ、意見を聴くことになっています。</p> <p>これまで、審議会の諮問に先立ち、毎回意見聴取を行い、その結果を審議会に報告しています。</p> <p><自主規制団体メンバー：令和6年4月1日現在></p> <p>◇（一社）日本書籍出版協会 2名 ◇（一社）日本雑誌協会 6名</p> <p>◇東京都古書籍商業協同組合 1名 ◇（一社）日本出版取次協会 3名</p> <p>◇東京都書店商業組合 3名 ◇出版倫理懇話会 1名</p> <p>◇（一社）日本フランチャイズチェーン協会 1名</p> <p>計 17名</p> | <p>* 条例：東京都青少年の健全な育成に関する条例 (参照)、同施行規則 (参照)</p> <p>* 青少年：18歳未満の者</p> <p>* 図書類：販売等を目的に作成された雑誌、図画、写真、ビデオテープ、DVD 等</p> <p>* 指定基準：条例施行規則第15条 (参照)</p> <p>* 意見聴取の結果 (参照) (審議会資料に添付)</p> |

③ 審議会への諮問

指定基準に該当する図書類を指定しようとするときは、東京都青少年健全育成審議会の意見を聴き、諮問に対する答申を受けます。

<審議会構成員：令和6年4月1日現在>

(1) 業界に関係を有する者

◆出版倫理協議会、映画倫理機構、日本フランチャイズチェーン協会、各1名

(2) 青少年の保護者

◆東京母の会連合会、東京都地域婦人団体連盟、東京都公立中学校PTA協議会、各1名

(3) 学識経験を有する者

◆東京都議会議員4名

◆学識経験者 3名

(4) 関係行政機関の職員

◆東京法務局、豊島区、警視庁、各1名

(5) 東京都の職員

◆生活文化スポーツ局、福祉局、教育庁、各1名

* 審議会委員名簿及び審議会議事録 [\(参照\)](#)

④ 指定した不健全図書類の告示と周知

審議会の答申を受けた後、不健全図書類の指定を決定し、東京都公報に告示するほか、東京都のホームページなどで発表します。

また、告示した不健全図書類は、図書類名・発行社等を記載した「不健全図書類の指定のお知らせ」(ハガキ)により書店・コンビニ等にお知らせしています。

* 不健全図書類の指定実績(令和3～令和5年度) [\(参照\)](#)

* 「お知らせ」の送付先

- ①新刊書店 ②コンビニ
- ③古書店 ④DVD店
- ⑤マンガ喫茶・ネットカフェ等

[指定した不健全図書類の販売等の制限]

① 指定した図書類は、書店・コンビニ等において青少年に販売等をしてはなりません。

* 販売等の制限：条例第9条

② 青少年が閲覧できないように包装等しなければなりません。

* 包装等の方法：
条例施行規則第18条




③ 指定図書類を陳列するときは、一般図書類と明確に区分し、営業の場所の容易に監視できる場所に置かなければなりません。

* 区分陳列の方法：
条例施行規則第19条


第1号

雑誌見出しのついた雑誌の陳列場所を画線し、入り口に青少年関係の掲示をします。




第2号

陳列棚を60センチ以上とし、見やすい箇所に青少年関係の掲示をします。




第3号

陳列棚の高さを170センチ以上はし必ず切り紙をとり、その箇所は青少年関係の掲示をします。



第4号

150センチ以上の場合に、まとめて立て立てて展示し、見やすい箇所に青少年関係の掲示をします。



* 左記の各号から店舗等の形状、大きさ等に合わせて区分陳列を選択します。

* 区分陳列には、見やすい箇所に容易に判読できる色調及び大きさの文字を使用して、陳列されている図書類は、青少年に販売、閲覧等が制限されている旨の掲示をします。

※ただし、スペースがない販売店などが、上記方法による区分陳列を講じることが困難な場合は、レジから直近の場所で店員が容易に見通せるところに指定図書類を陳列する方法も区分陳列方法として認められます。

●青少年制限の掲示の一例●
(よく見える大きさの文字を使用する。)

➔



18歳未満の人は、
この棚の雑誌を
購入・閲覧できません。

④ 何人も、青少年に指定図書類を閲覧させないよう努めなければなりません。

◆指定図書の指定基準別及び年度別内訳（過去3年分）

（単位：誌）

| 区 分 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 計 |
|---|-------|-------|-------|----|
| ① 著しく性的感情を刺激するもの | 16 | 9 | 6 | 31 |
| ② 甚だしく残虐性を助長するもの | | | | |
| ③ 著しく自殺又は犯罪を誘発するもの | | | | |
| ④ 著しく社会規範に反する性交等を、著しく不当に賛美し、描写し又は表現するもの | | | | |
| 合 計 | 16 | 9 | 6 | 31 |

| 2 表示図書類の内容 | 備 考 |
|--|---|
| <p>[表示図書類とは]</p> <p>東京都では、指定図書類の他に表示図書類について条例で定めています。図書類発行業者は、<u>指定基準</u>に照らし、青少年の健全な成長を阻害するおそれがあると認める内容の図書類に、青少年が閲覧することが適当でない旨を表示するよう努めなければなりません。</p> <div data-bbox="215 398 1460 678" style="text-align: center; background-color: #f0f0f0; padding: 10px;"> <p>表示図書類識別マーク（例）</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>●書籍・雑誌等</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>●ビデオ・DVD</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>●パソコンゲーム</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>●テレビゲーム</p>  </div> </div> <p>(代表例)</p> </div> | <p>* 指定基準：条例施行規則第15条 (参照)</p> |
| <p>[表示図書類の目的]</p> <p>書店等で販売されている図書類について図書類発行業者は、図書類の表紙等に表示マークを入れ、自主的に大人向けの図書類であることを明らかにすることにより、図書類販売業者が一般の図書類と区分陳列し、青少年が自由に閲覧し、購入できるような状態を未然に防止するものです。</p> | <p>* 青少年が閲覧等することが適当でない旨の表示：条例第9条の2第1項</p> |
| <p>[表示図書類の販売等の制限]</p> <p>① 図書類販売業者等は、表示図書類を青少年に販売等をしないように努めなければなりません。</p> <p>② 図書類発行業者は、表示図書類を包装するよう努めなければなりません。</p> <p>③ 図書類販売業者等は、表示図書類を陳列するときは、他の図書類と明確に区分し、営業の場所の容易に監視することできる場所に置くよう努めなければなりません。(区分陳列)</p> <p>④ 何人も、青少年に表示図書類を閲覧等させないように努めなければなりません。</p> | <p>* 販売等の制限：条例第9条の2</p> |
| <p>[勧告・公表]</p> <p>① 指定された不健全図書類のうち、定期的に刊行されるものは、表示図書類とするよう図書類発行業者に勧告することができます。</p> <p>② 知事は、出版社等に対し、その発行物等が短期間に繰り返し不健全指定を受けた場合は、勧告・公表することができます。</p> <p>③ 知事は、上記「表示図書類の販売等の制限」の①から③まで規定が遵守されていないと認めるときは、書店・コンビニ等又は図書類発行業者に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができます。</p> | <p>* 勧告・公表：条例第9条の3</p> |

東京都では、図書類の陳列等が適切に行われるよう、条例に基づき委嘱している青少年健全育成協力員、環境改善活動員の協力を得ながら、職員が店舗等を立入調査し、指導等を行っています。